

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【商業登記法Ⅱ】

頁数	問題番号	誤	正
44	6-78 改正により、解説を右記のとおり変更	会社の代表者は、取締役・監査役・執行役・会計参与・会計監査人・清算人の一の旧氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）を登記簿に記録できるよう申し出ることができ（規 81 の 2 I）、当該申出には、 <u>記録すべき旧氏を証する書面</u> を添付しなければならない（規 81 の 2 III）。よって、A の婚姻前の氏を証する書面を添付することを要する。なお、この場合、併記しようとする <u>旧氏の記載がある除籍抄本等から現在の氏の記載がある戸籍に至るすべての戸除籍謄抄本等</u> が必要とされる。	